

問題

交通事故の当事者に科すべき刑事責任に関して多くの研究が進められてきたが、いまだ一貫した結論が出ていない。また、事故が起きれば何らかの損害が生じ、それをめぐって事故の数だけ民事上の紛争が生じるといっても過言ではない。しかし、民事上の紛争の大多数は、法律の専門家が関与することなく当事者間の示談で終了する。このため民事上の責任こそ、紛争解決の各過程で不公平が生じないように適切に判断されなければならない。そこで、責任判断の過程を一連のものとして捉え、総合的に分析、検討する必要がある。

民事責任の判断は、証拠から事実を認定し、損害賠償の額を算定するという流れで行われる。事実認定に関し、実際の紛争では当事者によって主張する事実関係が異なることがしばしばある。そこで、裁判によらなくても、一般の人が事実関係の真偽を判定できる簡易な指標を開発する必要がある。

次に、損害賠償額の算定は過失割合の問題として現れる。過失割合には裁判官が作成した認定基準(基準)があり、多くの紛争で判断の目安として活用されている。しかし、基準は裁判官が主観や感覚に基づき作成したもので、国民の感覚に合っているかを調査した研究はみあたらない。そこで、一般人の責任判断と基準の差を明らかにし、判断過程の流れとそれに影響を与える要因について検討する必要がある。

概要

第1章では、交通事故による責任の種類と民事責任の特殊性について述べ、民事責任では実態上不当な解決を避ける必要性が高いこと、そのためには事実認定と損害額の算定の段階で適切に判断が行われる必要があることを述べた。事実認定に関し、予測的、事後的に証言の真偽を判定しようとする研究があるが、実際の判定に用いるには現状では手がかりが十分でなく、新たな指標を開発する必要があることを述べた。次に、認定した事実に基づき損害額すなわち責任の判断を行うが、この責任判断の過程は「帰属」理論として研究されており、刑事責任はある程度判断の過程が明らかになっている。しかし、民事上の過失割合の観点から責任判断を取り上げた研究はみあたらないため、その必要性を述べた。

第2章では、一般人が証言の信用性を判定する指標の開発について述べた。交通事故判例10事例から裁判所が証言の信用性判断に用いた要素を抽出し、証拠の種類、内容ごとに整理し、チェックリストを作成した。次に、別の交通事故判例10事例を対象に、チェックリストの有効性を

バリエーションツリーを用いて検証した。その結果、チェックリストによって裁判所が用いた要素の8割の要素を抽出でき、チェックリストは有効に機能した。

第3章では、一般人の過失割合の判断と基準の違いについて述べた。大学生に交通事故事例を図示して適当と考える過失割合の値を取得し、基準と比較した。その結果、大学生はまず当事者に着目し、当事者が車同士か車対歩行者かで判断方法を変え、次に過失割合の判断要素(加算要素と減算要素)に個別に着目しており、基準の構造と大学生の判断が

類似していることを述べた。そして、両当事者に加算・減算要素がある判断が複雑な事例は判断が難しく、中間値に近づいたことを述べた。

第4章では、立場による判断の違いについて述べた。調査対象者を第一当事者（1当）の立場、第二当事者（2当）の立場、客観的立場で判断する群に分け、各立場から事故を撮影したシミュレータによる映像を提示し、過失割合に関する回答を得た。その結果、判断が複雑な事例では加算・減算要素に着目して迷う影響が強く、立場による差はみられなかった。これに対し、1当に加算要素しかない判断が単純な事例では立場による差がみられ、1当・2当の立場とも自分の責任を重く判断し、客観的立場は映像で目立つ動きをした2当の責任を重く判断した。

第5章では、法科大学院生と大学生の判断、基準を比較した。法科大学院生に、第3章で用いた事例に加え裁判例だけがある4事例を図示し、過失割合の回答を得た。その結果、法科大学院生は交通弱者保護という一般的な価値観よりも個別の判断要素に着目し、車・歩行者問わず、道交法違反をした当事者の責任を重く判断した。

第6章では総合考察を行った。大学生の責任判断の過程は、基準の構造と類似していた。判断要素の評価には道交法の知識を用いたが、判断が複雑な場合は中間値に近づいた。判断が容易な場合は、立場の違いによる当事者の見え方の違いが影響した。いずれも大学生が運転経験や道交法の知識に乏しいためと考えられる。法科大学院生は法的思考の訓練を積んでいるため、個別の判断要素に着目した。本研究で、紛争の原因となりやすい道交法や基準の適用場面が明らかになったため、的を絞った一般人および法律関係者への教育啓発やチェックリストに基づく情報収集を行うことで、紛争の削減・短期化を図れる可能性が示された。